

28 西審個議第 9 号  
平成 28 年 7 月 28 日

西東京市長 丸 山 浩 一 様

西東京市個人情報保護審議会  
会 長 横 澤 利 昌

ごみ収集車等へのドライブレコーダーの設置について

平成 28 年 6 月 27 日付 28 西みご第 254 号の諮問に対し、別紙のとおり答申します。

別紙

ごみ収集車等へのドライブレコーダーの設置  
についての答申

平成 28 年 7 月 28 日

西東京市個人情報保護審議会

## 第1 諮問の概要

西東京市（以下「市」という。）が保有するごみ収集車等（ごみ収集車及び軽トラックをいう。以下同じ。）にドライブレコーダーを設置し運用することに伴う個人情報の取扱いについて、審議会の了解を得たい旨の諮問が市長からあった。

## 第2 審議会の結論

審議会は、市が保有するごみ収集車等にドライブレコーダーを設置し運用することにより、車両周辺の個人の容姿、ナンバープレート等を撮影し、その映像データを一定期間保管すること、保管された映像データを交通事故の状況確認及び原因分析並びに安全運転を目的とした研修のため利用すること並びに交通事故の当事者又は捜査機関等に提供を行うことを認める。

## 第3 審議会の判断理由

審議会は、ドライブレコーダーにより撮影される映像データの取扱いに関して、実施機関に説明を求め、審議し、次のとおり判断した。

### 1 公益上の必要性

ドライブレコーダーを設置することにより、ごみ収集車等による交通事故が発生したときの事故責任の明確化及び事故処理の迅速化、さらに、運転者の安全運転意識・マナーの向上、交通事故防止が期待され、ドライブレコーダー設置の有用性は十分に認められることから、公益上の必要性があると判断した。

### 2 個人情報の管理体制等

ドライブレコーダーの設置に係る個人情報の管理について、実施機関から以下のとおり説明を受けた。

#### (1) 映像データの利用目的の限定

映像データの利用は、交通事故に係る証拠資料の収集、分析及び原因究明、安全運行に役立てるための研修・指導に限定する。

#### (2) ドライブレコーダー及び映像データの取扱い等

ア ドライブレコーダー及び映像データの管理を適正に行うため、統括管理責任者を置き、統括管理責任者が指定した者のみがドライブレコーダーの操作及び映像データの閲覧を行う。

イ 映像データは、ドライブレコーダー内部のSDカードへ記録され、SDカードには、暗証番号の設定等のセキュリティ対策を施す。

ウ SDカードは、ドライブレコーダー内部に装着したままとし、ドライブレコーダー本体は、常時車内に登載し、車両の施錠、駐車場3箇

所の施錠等、盗難や破壊を被らない措置を講ずる。

エ 映像データの容量がSDカードの記録上限に達したときは、古いデータを新しいデータに順次上書きすることで古いデータを完全に消去する。

オ 交通事故に係る当事者若しくは当事者から委任を受けた代理人又は捜査機関からの照会、又は捜査機関等からの法令に基づく照会により映像データの提供を行う場合には、その年月日、提供先、目的等を文書に記録し、提供する映像データの内容は、必要最小限の範囲にとどめる。

### (3) 運用基準等

SDカードについては、西東京市記録媒体に関する取扱いを定める基準に基づき適正な管理を行うとともに、ごみ収集車等ドライブレコーダー運用基準を制定し、実施機関職員に対し、これらの基準の遵守を徹底する。

以上の説明から、審議会は、ドライブレコーダーの設置・運用に係る個人情報管理体制は十分に措置されることになると判断した。

## 第4 附帯意見

外部提供した映像データについては、提供の目的を達成したときは速やかに映像データを返却させること、あるいは、映像データの消去が行われたことの確認等、取扱いを具体的に定めておく必要があると考える。

また、SDカードについては、付番し、いつ、誰が、どのような目的で使用し、どこに所在しているかといった情報を管理台帳により適切に管理されるべきである。SDカードのような小型の記録媒体に関しては、管理が漏れる可能性があるため留意すべきである。

よって、本諮問については、映像データの外部提供を行う場合の事務処理を明確に定めること及び西東京市記録媒体に関する取扱いを定める基準に定める記録媒体管理台帳によりSDカードの管理を徹底することを附帯意見として申し添える。

## 第5 審議経過

審議会の開催日	内容
平成28年6月27日	諮問及び審議
7月28日	答申

以 上